

青森市耐震改修促進計画の概要

第1章 計画策定に当たっての基本的な考え方

1-1 計画策定の背景と目的

- 平成27年度に旧計画の計画期間が満了。
- 平成25年に「耐震改修促進法」、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」改正。
- 平成26年に「青森県耐震改修促進計画」改訂。
- 旧計画に引き続き住宅及び特定建築物の耐震化率向上を図り、災害に強く安全性の高いまちづくりを目指す。

1-2 計画の位置づけ

- 最上位計画：青森市新総合計画後期基本計画
第5章 自然をまもり親しみ安全・安心で暮らしやすいまち
第3節 防災体制の充実
第1項 防災力・消防力の総合的な強化
- 国などの支援策の活用には必須となる市町村計画
- 上位計画：青森市地域防災計画
- 連携する計画：青森市住生活基本計画

1-3 計画期間 1-4 計画の対象

1-3 計画期間：平成28年度から32年度まで

1-4 計画の対象

- 対象地域：青森市全域
- 対象建築物：住宅及び特定建築物

1-5 基本理念 1-6 基本方向

1-5 基本理念

“わたしたちが守る 快適であんしんなまち”

1-6 基本方向

- 市有特定建築物の地震に対する安全性の確保
- 住宅の地震に対する安全性の確保
- 民間特定建築物の地震に対する安全性の確保

第2章 青森市における地震及び建築物の現況

2-1 青森市周辺の地震環境 2-2 最近の主な地震の発生状況

- 太平洋側の地震：2011年 東北地方太平洋沖地震（震度4）
- 日本海側の地震：1983年 日本海中部地震（震度4）
- 内陸直下の地震：最近では発生なし

2-3 想定される地震の規模 2-4 建物被害及び人的被害

2-3 想定される地震の規模

- 海溝型の太平洋沖地震：最大震度6（弱）
- 内陸直下型の内断層地震：最大震度7

2-4 建物被害及び人的被害（内断層地震）

- 建物被害：全壊約29,000棟、大規模半壊・半壊約24,000棟
- 人的被害：避難者約51,000人、り災者約106,000人

2-5 建築物の耐震化の現況

(1) 市有特定建築物

- 耐震化率 90.8%（平成27年3月末現在）
※旧計画の目標：平成27年度に90%

(2) 住宅

- 耐震化率 80.2%（平成25年住宅・土地統計調査から推計）
※旧計画の目標：平成27年度に90%

(3) 民間特定建築物

- 耐震化率 82.3%（平成27年3月末現在）
※旧計画の目標：平成27年度に90%

第3章 建築物の耐震化の目標

- 市有特定建築物 → 平成32年度に95%
- 住宅 → 平成32年度に95%
- 民間特定建築物 → 平成32年度に95%

※「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成28年3月一部改正）において耐震化の指標として設定された耐震化率を踏まえ設定

第4章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

4-1 基本方向に対応する主な施策

- 市有特定建築物：「耐震化の推進」
 - 災害時に重要な拠点施設とされるため、耐震化を推進する。
- 住宅：「耐震化の支援」、「相談体制の充実、普及啓発の促進」
 - 市民が耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備に努める。
- 民間特定建築物：「耐震化の支援」、「普及啓発の促進」
 - 所有者が耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備に努める。

4-2 建築物等の安全対策の推進

- 建築物等の品質、性能の確保
- 雪に強い住宅等の整備
- 地震時の総合的な安全対策
- 家具転倒防止対策の推進
- 地震発生時に通行を確保すべき道路

4-3 建築物の安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- 相談窓口の設置
- 市の広報紙やホームページ、パンフレット等の活用
- リフォームに併せた耐震改修の誘導
- 計画の認定等の周知

4-4 法に基づく指導・助言など

- 耐震改修促進法による指導等の実施
- 建築基準法による勧告又は命令等の実施

第5章 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

5-1 推進体制

- 青森県建築物地震対策連絡協議会との連携
- 建築関連イベントや防災関連イベントにおける相談窓口の設置
- 応急危険度判定士の育成

5-2 その他

- 必要に応じた本計画の見直し